

## 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年4月24日

全国健康保険協会富山支部

支部長 松井 泰治

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び予定数量

個人情報書類等の収集運搬・廃棄業務委託

予定数量 6,000 kg (1回あたり 3,000 kg 2回実施)

#### (2) 調達内容

仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### (4) 履行場所

全国健康保険協会富山支部が指定する場所

#### (5) 見積競争方法

収集運搬・処分等にかかる一切の経費を含んだ1kg当たりの単価契約とするので、見積金額は、契約希望単価に予定数量を乗じた金額の合計額とする。参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を見積書に記載すること。

### 2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。

(4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適正に処分できる能力を有する者であること。

(6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001のうちいずれか1つを取得していること。

(7) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(8) 処分施設等が富山県内にあること。

### 3 仕様書の交付、見積書の提出場所等

#### (1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 白石

電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

(2) 問い合わせ先

(契約に関する事) 上記3 (1) と同じ

(仕様書に関する事) 全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 扇  
電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

(3) 見積書提出期限

令和5年5月12日 午前11時00分

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛提出すること。記載誤り及び記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(3) 見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうちいずれかの認証を受けていることを証する書面の写しを、見積書提出時に提出すること。

(5) 予定数量の増減については、異議を述べることはできない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 見積結果については決定業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。